

後期高齢者医療に関するお知らせ

後期高齢者医療制度に関するコールセンターを設置いたします

内容は下記のとおりです。

期 間	令和8年7月1日～令和8年9月30日	対応時間	午前9時～午後6時
内 容	・マイナ保険証の制度についての対応 ・通知物に関する対応	・保険料（料率改定）についての対応 ・その他付随する内容への対応	
電話番号	0120-331-150		

国民年金に関するお知らせ

保険料の免除・納付猶予制度について

収入の減少や失業等により、毎月の保険料を納めることが難しい場合には、本人からの申請により保険料が「免除」または「納付猶予」される制度があります。

保険料を未納のままにしておくと、将来の年金（老齢年金）や、障害や死亡といった不足の事態が生じた時に「障害年金」や「遺族年金」を受け取れない場合がありますので、必ずお手続きください。

※基準に該当しない場合もございますのでご了承ください。

学生納付特例制度について

学生の方で本人の所得が一定額以下の場合には、申請により保険料納付が猶予される「学生納付特例制度」を利用することができます。※学生納付特例に該当する方は、上記の免除・猶予制度の申請はできません。

！注意！ 学生納付特例申請で、以下のような不備が多くなっています。

- ・学生証のコピー（画像）が不鮮明
- ・学生証の裏面のコピー（画像）が無い
- ・学生証またはマイナンバーカードの有効期限が切れている など

申請の際はお気をつけいただきますようお願いします。

産前産後期間の免除制度について

届出により、出産予定日（または出産日）が属する月の前月から4か月間は、保険料が免除になります。免除された期間も保険料を納付したものととして、将来の老齢基礎年金の年金額に反映されます。

※出産には妊娠85日以上の子死産、流産、早産を含み、多胎の場合は免除期間が長くなります。

■問合せ・お手続き ○日本年金機構鷹巣年金事務所 ☎0186-62-1490
○福祉保健課 保険年金福祉係 ☎76-4608

国民健康保険に関するお知らせ

国民健康保険「資格確認書」印刷の遅れについて

国民健康保険は毎年8月に資格情報を更新しており、被保険者の皆様には例年7月20日ごろにお手元に届くよう「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」をお送りしておりますが、今般の資材不足の影響により「資格確認書」の印刷に遅れが生じております。

これにより影響を受けるのは、マイナンバーカードの保険証登録を行っていない方となります（保険証登録をしている方には「資格確認のお知らせ」をお送りしております）。

ご不安な思いをさせてしまい、大変申し訳ございませんが、7月末までには資格確認書をお届けできる見込みですので、いましばらくお待ちくださいますようお願いいたします。

福祉医療費受給者証(更新)について

現在お持ちの福祉医療費受給者証の有効期限が「令和8年7月31日」となっている方は、8月以降使用できなくなるため、更新の対象者には、7月末までに「新しい受給者証」を郵送します。また、所得制限により非該当となる方には非該当通知にて、お知らせしています。

ただし、町で令和7年中の所得が把握できない方（1月2日以降の転入等）は、前住所地の所得課税証明書が必要となりますので、該当する方は別途通知にてご案内しています。

■福祉医療制度とは？

福祉医療制度とは、心身の健康保持と生活の安定を図るための医療費助成制度です。

受給者証を医療機関の窓口で提示すると、医療費の自己負担分（保険適用分）が助成されます。

■福祉医療費を受給するには？

受給要件に当てはまる方は役場窓口へ申請してください。

●必要なもの…加入保険の資格が確認できる書類（資格確認書、マイナ保険証など）、身体・精神障害者手帳、療育手帳、自立支援医療受給者証（お持ちの方のみ）

■住所等が変わったら？

住所・氏名・健康保険等に変更があった場合は届け出てください。

●必要なもの…加入保険の資格が確認できる書類（資格確認書、マイナ保険証など）
※健康保険変更の場合のみ

■医療機関で医療費を請求された場合には？

・予防接種や診断書作成など、保険適用外の料金について福祉医療（マル福）は対象となりません。
・県外の医療機関を受診した場合は、いったん医療費をお支払いになり、後日役場窓口で払い戻しの手続きをしてください。

●必要なもの…加入保険の資格が確認できる書類（資格確認書、マイナ保険証など）、領収書、振込口座通帳

児童扶養手当・特別児童扶養手当を受給されている方へ 今年度の現況届の提出締切は8月31日です

手当を受給されている方は、毎年8月の現況届の提出が義務付けられています。対象の方には、ご案内をお送りします。

※支給停止となっている方も必要です。

未提出の場合、手当の支給停止・受給資格の消滅となりますので、お忘れのないようお願いします。また、婚姻や年金受給等により受給資格を喪失した場合は、速やかに届け出てください。

【児童扶養手当】

ひとり親家庭、もしくは父母のいない児童の養育者に支給される手当

【特別児童扶養手当】

身体または精神に障害のある児童を養育している方に支給される手当

出張ハローワーク！ひとり親全力サポートキャンペーン

ひとり親の方向けに、ハローワーク能代が八峰町役場へ臨時相談窓口を設置します。

求人情報の案内、職業訓練の案内、履歴書の点検やアドバイスなど、就職に関する悩みや不安のご相談に対応いたします。詳しくは、今年の現況届の案内通知に同封するリーフレットをご覧ください。

◆臨時窓口開設日 8月13日（木） 午前9時～正午

◆窓口設置場所 八峰町役場 2F 会議室2（現況届提出時にご案内いたします）

■問合せ先 福祉保健課 保険年金福祉係 ☎76-4608